

○ 国の安全等に関する情報

【個情 7 8 条 1 項 4 号・ 7 号イ（旧行個 1 4 条 4 号，旧独個 1 4 条 5 号イ）関係】

4-22	答申 4（行個） 5 2 3 7 「本人に係る特定事件に関する文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件」 ・ 自身の人質事件に関する保有個人情報の開示請求に対し、国際的な連携の下で国際テロ事件に関する情報収集を行う状況において、公にしないことを前提に収集した個別の国際テロ事件についての情報の存否が明らかとなれば、信頼関係が損なわれ今後の情報収集全般に支障を来すおそれ、並びに他国関係機関の情報収集・対処能力及び相互連携の程度を推察させ連携する各国の安全を脅かすおそれがあるとして、存否応答拒否は妥当とした例	2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について （1）本件対象保有個人情報について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。 （略）イ 国際テロ事件を未然に防ぎ、また、発生時に対処するためには、情報の収集・分析が重要であることから、処分庁は関係省庁とともに、日頃から国際テロ対策を担う他国の政府等関係機関（以下「他国関係機関」という。）との情報交換を通じた国際的な連携の下、様々な国際テロ事件に関する情報を収集している。個別の国際テロ事件について、処分庁が情報を有しているのか又ははないのかが明らかとなることは、他国関係機関の国際テロ事件に関する情報収集・対処能力及び相互連携の程度を推察させ、連携する各国の安全を脅かすおそれがあるため、これらの情報交換は公にしないことを前提に行われている。ウ 本件開示請求に対して、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、公にしないことを前提に収集した個別の国際テロ事件についての情報の存否を明らかにすることに他ならない。結果として、他国関係機関との間の信頼関係が損なわれ、本件開示請求に係る事件に関する情報のみならず、今後の国際テロ事件に関する情報収集全般に支障を来すおそれがある。 （2）我が国が国際的な連携の下で国際テロ事件に関する情報収集を行っている状況において、公にしないことを前提に収集した情報の存否を明らかにすることとなれば、他国との信頼関係が損なわれ、今後の国際テロ事件に関する情報収集全般に支障を来すおそれがあるなどとする上記（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを否定し難い。 したがって、本件対象保有個人情報については、その存否を答えるだけで他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、法 1 4 条 4 号の不開示情報を開示することとなるため、同条 5 号及び 6 号について判断するまでもなく、法 1 7 条の規定により、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法 1 4 条 4 号ないし 6 号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条 4 号に該当すると認められるので、同条 5 号及び 6 号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。
4-23	答申 5（行個） 5 0 0 8 「本人の「帰国のための渡	3 不開示部分の不開示情報該当性について （1）本件対象保有個人情報の不開示部分は、本件文書の裏面の「外務

航書」の作成と発給に関わる文書の一部開示決定に関する件」 自らの「帰国のための渡航書」に関する保有個人情報の開示請求について、渡航書発給申請書の「外務省記載欄」に記載された特定日付及び特定番号を開示とした原処分に対し、本来開示を予定していない「外務省記載欄」に記載されているも、特定日付及び特定番号から直ちに検討・協議の内容や根拠情報が明らかになるとはいえず、他に具体的な説明もないことから、旅券業務、法人援護業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれは認められないとして、開示すべきとした例	省記載欄」であり、当該部分には特定日付と特定番号が記載されていることが認められる。当審査会事務局職員をして、当該部分を不開示とした理由を諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。 「外務省記載欄」は、証明写真に関する指導経緯、発給の理由・経緯、申請書訂正の経緯等、渡航書発給の際に、外務省において把握した事項、検討結果等を記載するために設けられた欄であり、本来開示を予定していない部分である。これを公にすると、外務省においていかなる事項について発給に関する審査を行っているかが明らかとなり、不正な申請を企図する者による虚偽の申請を容易にし、外務省が行う旅券事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。 (2) 以下、検討する。 ア 諮問庁は、上記第3の2(2)アのとおり、外務省記載欄に記載の情報を開示することにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国や国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国や国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると説明する。しかし、当該不開示部分には、特定日付と特定番号が記載されているにすぎず、これらを公にしても、直ちに本来公にされるべきでない検討結果や根拠情報等に関する事項が明らかとなるものとはいいいくなく、他に諮問庁から具体的な説明もないことから、諮問庁の上記主張は首肯し難い。 したがって、当該不開示部分は法14条4号に該当するとは認められない。 イ また、諮問庁は、上記第3の2(2)アのとおり、外務省記載欄に記載の情報を開示することにより、外務省内部での率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ、テロリスト等が悪用する等、特定の者に利益を与えるおそれがあると説明する。しかし、特定日付と特定番号を公にしても、直ちに外務省内部における検討・協議の内容が明らかとなるものとはいいいくなく、他に諮問庁から具体的な説明もないことから、諮問庁の上記主張は首肯し難い。 したがって、当該不開示部分は法14条6号に該当するとは認められない。 ウ さらに、諮問庁は、上記第3の2(2)ア及び上記(1)アのとおり、「外務省記載欄」は本来開示を予定しておらず、開示されると渡航書発給の際に外務省が把握する事項や検討結果等が公になり、今後の外務省の旅券業務、邦人援護業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあると説明する。しかし、特定日付と特定番号を公にしても、直ちに今後の外務省の旅券業務、邦人援護業務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるとはいいいくなく、他に諮問庁から具体的な説明もないことから、諮問庁の上記主張は首肯し難い。 したがって、当該不開示部分は法14条7号柱書きに該当するとは認められない。
--	--

		(略) (略) 5 本件一部開示決定の妥当性について 以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号、6号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条4号、6号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、外務省において、改めて保有個人情報の特定を行い、開示決定等をすべきであると判断した。
--	--	--